

佐渡市広告付き窓口案内表示システム設置運営事業  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、佐渡市役所新庁舎 1 階フロアの各窓口におけるスムーズな誘導及び混雑緩和、待ち時間の快適化等の窓口サービスの向上を目的として、広告付き窓口番号案内表示システムを設置するものである。この要領は、本事業に係る公募型プロポーザル方式の事業者選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

佐渡市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業

(2) 事業内容

別紙「佐渡市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

システム運用開始日（令和 5 年秋頃予定）から 7 年間とする。

ただし、システム運用開始日までに、機器調整や操作研修等を実施すること。

また、佐渡市とシステム設置事業者間で合意したときは、期間を延長することができる。

3 提案限度額

事業者は、民間企業等から広告主を募集し、モニターに広告を掲載することで得られる収入により、システム及びモニター（以下「機器等」という。）の設置、維持管理及び撤去等の経費を賄うものとし、佐渡市は一切の費用を負担しないものとする。

※設置には自らの機器等を設置するための配線工事等を含む。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として新潟県知事から指名停止を受けている者又は佐渡市長から業務等に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。

(3) 事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したりしていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 参加申込日までに、国又は地方公共団体において本事業と同様の機器を納品した実績が 3 件以上あること。

## 5 参加申込について

### (1) 参加申込書類等

- ① 参加申込書（様式 1 - 1）
- ② 参加条件確認書（様式 1 - 2）
- ③ 事業者概要及び業務実績等調書（様式 1 - 3）

参加申込日までに、国又は地方公共団体において本事業と同様の機器を納品した実績を 3 件以上記入すること。なお、実績が 3 件を超える場合には、規模や設置台数が多い順に記入すること。

### (2) 参加申込方法

電子メール、持参又は郵送（消印無効）により期日までに提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

### (3) 参加申込期限

令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時まで

### (4) 参加申込先

「16 問合せ先」のとおり

### (5) 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込をした事業者の参加資格を審査し、審査結果を全員に対して、令和 5 年 5 月 9 日（火）までに参加資格審査結果通知書をメールにより通知する。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

## 6 企画提案に関する質疑応答

### (1) 提出方法

電子メールで「16 問合せ先」に記載されたアドレスに期限までに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。

なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「佐渡市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、文面には事業社名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話窓口番号等）を明記すること。

### (2) 受付期限

令和 5 年 5 月 10 日（水）午後 5 時まで

### (3) 質疑回答

質問に対する回答は、令和5年5月15日（月）午後5時までに参加申込をした全ての事業者に対して電子メールで回答する。

## 7 企画提案書の内容及び作成方法

### (1) 内容

#### ① 窓口番号案内表示システムの概要

機種、性能等を記載すること。なお、参考機種でない場合は、機器台数及び配置図を記載すること。

#### ② システムの保守及び維持管理体制

システム保守の内容や緊急時の対応、連絡体制等

#### ③ システムに関する職員への研修体制

研修の日程や内容、講師等

#### ④ デザイン性や広告の掲載方法

市民が目にするモニターの見やすさ、表示する広告のイメージ等

#### ⑤ 広告の募集方法等

募集方法や市内業者の優先度、広告料金や枠数の設定。広告掲載基準に基づく審査体制（仕様書に記載があるもの以外で規制される広告があれば、その内容と規制理由等を記載すること。）

#### ⑥ 追加提案できる機器等

今後の業務増加を踏まえ、仕様書に規定する機器等について、追加設置が可能な台数

#### ⑦ 提案による使用料

事業者の提案による広告モニターの使用料。また、広告モニターの消費電力もあわせて記載する。

#### ⑧ 収支計画

参考例（様式4-3）に基づき作成すること。

### (2) 作製方法

A4サイズの任意の様式で作製すること。A3サイズの用紙を使用する場合、折り畳みA4サイズに納めること。また、提案書は、50ページ以内で作成し、7部（正本1部、副本6部）提出すること。

なお、副本6部については、事業者が特定できないように加工すること。

## 8 企画提案書の提出方法

### (1) 提出するもの

#### ①企画提案書（様式4-1）

#### ②追加提案（機器等及び使用料）（様式4-2）

#### ③収支計画書（参考例：様式4-3）

(2) 提出方法

持参又は郵送（ただし、提出期限までに必着とする。）により提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出期限

令和5年5月23日（火）午後5時まで

(4) 提出先

「16 問合せ先」のとおり

9 審査方法

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、佐渡市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。

(2) 審査

① 審査は、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

なお、日時等の詳細については別途通知するが、令和5年5月26日（金）にオンライン形式での実施を予定している。

② 出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。

③ 実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション25分以内、質疑応答10分以内とする。

④ 審査は企画提案書について行うこととし、追加資料の配布及び表示は認めない。

⑤ 審査は非公開とする。

(3) 審査基準

提出された企画提案書は、次の項目の①から⑤に応じて選定委員会委員がそれぞれ評価を行う。

評価項目	評価の着目点	総合配点
①システム・機器等の質	機器の性能及び使いやすさ	150
②保守・維持管理体制	保守の内容・体制、緊急時の対応、研修体制	150
③デザイン性	市民が目にするモニター等の見やすさ等	90
④広告の募集方法等	募集方法及び市内業者の優先度、広告料金、枠数の設定、広告掲載基準に基づく審査体制	90
⑤追加提案できる機器等	仕様書に示す基本台数に加え、追加可能な機器等	90
⑥提案による使用料	事業者の提案による広告掲載料	30
合 計		600

#### (4) 評価及び審査結果の通知

評価は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、選定委員会委員の個々の評価点の合計で決定し、一番評価の高い事業者（優先交渉権者）と佐渡市との間で協定締結の条件等に関する協議を行う。二番目に評価の高い事業者は次点とする。

なお、得点の合計が6割を超えない場合は不採用とする。

また、審査結果は、企画提案をした全ての事業者に対して、文書により通知する。

#### (5) 審査結果の公表

審査結果については、協定の相手方を決定した後、本市ホームページで公表する。

### 10 日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和5年4月20日（木）
参加申込書の締切	令和5年5月8日（月）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和5年5月9日（火）午後5時まで
企画提案書の質疑受付	令和5年5月10日（水）午後5時まで
企画提案書の質疑回答	令和5年5月15日（月）午後5時まで
企画提案書の提出	令和5年5月23日（火）午後5時まで
選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーションによる説明及び質疑応答）の実施	令和5年5月26日（金）（予定） （オンライン形式予定）
審査結果の通知	令和5年5月29日（月）（予定）
協定締結	令和5年6月8日（木）（予定）

### 11 事業者との協議・協定締結

選定された事業者と佐渡市との間で協定締結の条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、協定を締結する。なお、事業者と佐渡市との協議が整わない場合、又は事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点事業者と協議を行う。

なお、協定の締結に際し、事前に、「4 参加資格要件」を満たすことを示す書類の提示を求める。

また、優先交渉権者と市との協定締結協議が合意に至った後に正当な理由なく協定を締結しない場合で佐渡市に損害が生じたときは、その費用を請求する場合がある。

### 12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 選定委員会による審査に出席しなかった場合

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類は、提出期限以降の差替え及び再提出を認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、佐渡市情報公開条例（平成 16 年佐渡市条例第 12 号）の対象となる。

### 14 各種手続き

広告モニター・番号表示システムの設置に当たっては、下記の手続きを必要とする。

#### ① 佐渡市行政財産目的外使用許可

使用料は年額を一括して使用許可書の交付とともに発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納入するものとする。

#### ② 電気料金

広告モニターの運用に係る電気料金は、設置事業者の負担とし、電気料金については設置機器の消費電力を基に市が積算した額とする。

### 15 その他実施上の留意事項

- (1) 提案する事業者が 1 者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用等、本プロポーザルに関する費用は、提案する事業者の負担とする。
- (3) 選定結果について、選定されなかった者は、次のとおり選定されなかった理由の説明を求めることができる。

#### ① 期間

通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

#### ② 提出方法

書面（任意様式）を「16 問合せ先」へメール又は持参にて

#### ③ 回答

後日、事務局からメールにて回答

### 16 問合せ先

佐渡市企画部総合政策課新庁舎整備係

住所：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

電話：0259-63-3802

電子メールアドレス：u-chosha@city.sado.niigata.jp

17 添付資料

仕様書

機器配置図（新庁舎1階）

窓口業務・動線

1\_参加申込書類等

様式 1-1 参加申込書

様式 1-2 参加条件確認書

様式 1-3 事業者概要及び業務実績等調書

2\_質問書

3\_提案書評価基準

4\_企画提案書等

様式 4-1 企画提案書鏡

様式 4-2 追加提案内容

様式 4-3 収支計画書参考例

5\_辞退届

6\_佐渡市有料広告掲載基準

7\_佐渡市行政財産目的外使用条例